3　第一項の陸上移動局又は携帯局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

二　送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

イ　周波数インターリーブを行う場合にあつては、次の表の上欄に掲げる分割数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であること。

分割数	空中線電力
二	二・五ワット
三	一・六六ワット
四	一・二五ワット
五	一ワット
六	八三三ミリワット
七	七一四ミリワット
八	六二五ミリワット
九	五五五ミリワット

ロ　イに規定する場合以外の場合にあつては、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であること。

チャネル間隔	空中線電力
五五五kHz	五五五ミリワット
六二五kHz	六二五ミリワット
七一四kHz	七一四ミリワット
八三三kHz	八三三ミリワット
一MHz	一ワット
一・二五MHz	一・二五ワット
一・六六MHz	一・六六ワット

3　第一項の陸上移動局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

二　送信装置の空中線電力は、五ワット以下であること。

［新設］